



新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しについて

平成21年9月2日

新潟県防災局原子力安全対策課



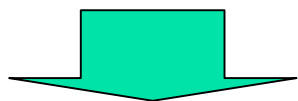
目次

- 地域防災計画の位置付け
- 計画見直しの検討の経緯
- 見直しにあたっての課題（検討項目）
- 計画で想定する災害
- 大規模自然災害等発生時の対応
- 複合災害時の対応



地域防災計画の位置づけ(1)

- 災害対策基本法
- 防災基本計画(国の防災対策に係る基本的な計画)
- 防災指針(計画策定の際の専門的・技術的事項)



◎ 新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)

- ・原子力災害対応マニュアル
- ・緊急時環境放射モニタリング等実施要領
- ・避難基本計画
- ・緊急被ばく医療マニュアル



地域防災計画の位置づけ(2)

◇ 県地域防災計画

→ 「関係機関が処理すべき事務、業務の大綱を明示」(災害対策基本法第40条2項)したものであり、県としての防災対策のあらまし(大枠)を明記。

○ 計画を補完するものとして、「原子力災害対応マニュアル」や「避難基本計画」等を新たに作成中であり、これらと、市村の計画やマニュアル等が一体的に作用し、災害の様相に応じた柔軟な対応を行うことで、防災対策を効果的に推進。



計画見直しの検討の経緯

- 見直しにあたっては、中越沖地震での課題も踏まえ、専門的かつ幅広い観点からの考え方を聴き、計画修正の参考とするため、有識者による検討会を開催。
- 検討会等の意見を踏まえ、修正素案を作成し、関係機関、県防災会議幹事会への意見照会、パブコメ、県防災会議での審議を経て、国へ協議。

<複合災害等検討会での検討状況>

- ・平成20年8月～平成21年3月まで計4回開催
- ・県HPで1～4回の資料及び議事概要を公開



見直しにあたっての課題

□ 複合災害発生時に想定される課題

- ・ 施設、道路の被災による避難に影響
- ・ 住民の不安増による混乱 等

□ 中越沖地震で明らかになった課題

- ・ 原子力施設周辺での大規模な地震発生した場合の原子力施設への影響及びそれに伴う避難の必要性の有無等に関する迅速な情報提供
- ・ 事業者の自衛消防体制、公設消防との連携 等

 課題を踏まえ、必要な防護対策を検討

検討項目

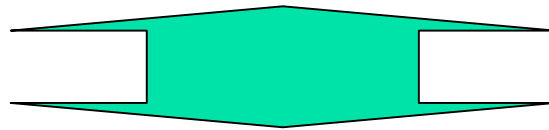
項目	課題や影響
情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・原災法10条未満でも、事象により住民不安発生(立地地域以外でも) ・大規模自然災害時は、施設の被災の有無と影響についての情報に対するニーズ増 ・複合災害時は、情報の錯綜と住民不安の高まり。大規模自然災害の被災情報の集約も必要
災害対策本部体制	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部が柏崎(原子力災害)と新潟(自然災害)で分割 ・要員不足、ハード被害による参集の制限
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・家屋、施設、車両及び避難路の被災により移動、避難に制約 ・避難所の重複による混乱
輸送活動	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路等に影響が生じる可能性
緊急時モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・要員の派遣・参集の支障や、モニタリング機材の被災
緊急被ばく医療	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の被災による医療ニーズ増大と医療機器・要員の不足



計画の中で想定する災害

○今までの計画

- ・ 放射性物質の又は放射線の異常な水準での放出(原子力災害)



○見直し後の計画(追加)

- ・ 原災法10条に規定する特定事象に該当しない事故(未満事象)
- ・ 発電所周辺での大規模自然災害の発生
- ・ 原子力災害と発電所周辺での大規模自然災害が複合的に発生した場合(複合災害時)



大規模自然災害等発生時の対応

→ 原子力発電所も被災の可能性

○ 発電所状況の迅速かつ的確な情報提供体制の強化

- 原子力災害に至らない又は状況不明な場合を含めた情報提供

○ 事業者の初期消火体制の強化

- 自衛消防体制、地元消防との連携等



発電所状況の迅速・的確な情報提供①

(総則)

- 県は、原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故(未満事象)や発電所周辺での大規模自然災害等発生時においても、住民の不安や動揺及び社会的影響等を鑑み、環境放射線モニタリング等の積極的な情報提供を行う。

<参考：オフサイトセンター運営要領>

- 震度6弱以上(県内)、震度5弱以上(柏崎・刈羽)の地震、津波警報発令等の場合、OFCを拠点として、保安検査官事務所職員が地元へ情報提供。



発電所状況の迅速・的確な情報提供②

(情報の収集・連絡)

- 県及び防災関係機関は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合において、防災関係機関が応急対策活動を実施するため、迅速かつ的確に情報の収集・連絡を行う。
- 原子力事業者は、未満事象又は発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合は、原子力関係法令等及び安全協定に基づき、国、県、関係市村及びその他必要な機関等に通報・連絡する。



発電所状況の迅速・的確な情報提供③

(住民等への的確な情報伝達活動)

- 県は、原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合における心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり低くするため、周辺及び県内外の住民等に対して迅速かつ的確な情報提供、広報を行う。
- 県は、国、関係市村等と相互に協力し、通報の内容、事故の状況、モニタリングポスト等の観測値、避難の必要性及び住民がとるべき行動の指針等について、県民及び報道機関に対して、速やかに広報を行うとともに、その後も定期的に広報する。
- 専門用語を避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いる。

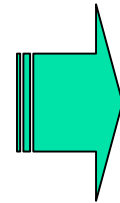


事業者の初期消火体制

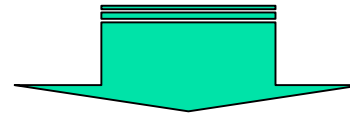
- 原子力事業者は、消防計画等に基づき、平常時から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制を整備する。
 - 化学消防自動車、水槽付き消防自動車配備済
自衛消防隊の組織と構成員を定め実施、初期消火要員(常駐10名体制の確保)
- また、火災等の発生時における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、発電所から消防機関への通報設備を整備する。
 - 公設消防へ通報するための専用回線を中央制御室に確保済み

複合災害時の対応

- 人(本部要員等)の分散
- 移動の障害
- 住民不安の高まり 等



原子力災害単独の発生に
比べ、対応の困難度が増
↓
防護対策の実施に支障



既存の原子力防災対策を基本
補足 ・ 強化 ・ 代替

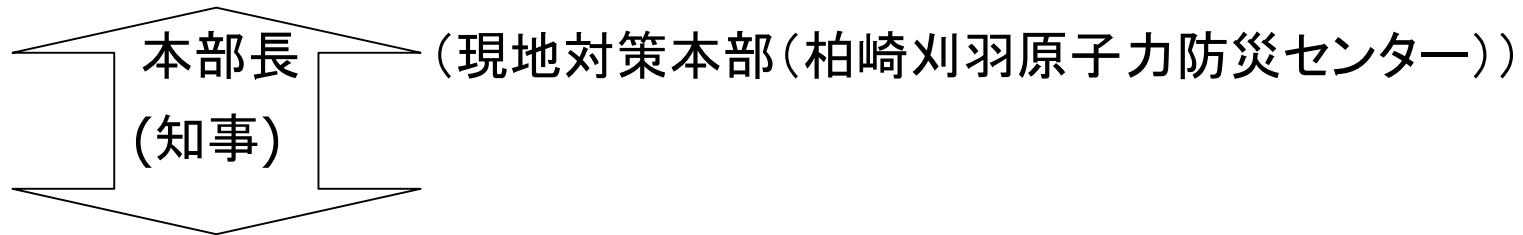


災害対策本部体制の見直し

- 組織、要員 → 自然災害等対策本部と原則共通化
- 原子力災害対応の特有業務として、「原子力対策班」「環境調査班」「緊急時医療本部」を追加設置。

(複合災害時)

原子力災害対策本部(県庁)



自然災害等対策本部(県庁)



避難誘導体制の整備①

(避難誘導計画の整備)

- 県は、屋内退避、避難又はコンクリート屋内退避に係る方針を示すとともに、関係市村等に対し、屋内退避・避難等に係る避難誘導計画の作成について支援する。
- 関係市村は、避難誘導計画の作成にあたり、大規模自然災害等による道路等の被災状況や放射性物質放出までの時間を考慮し、複合災害時でも適切に避難誘導が行えるよう計画を作成する。県は作成にあたりこれを支援する。



避難誘導体制の整備②

(予防的措置としての早めの避難の検討)

- 県及び関係市村は、屋内退避・避難等の判断に必要な情報が十分得られない場合や、予測線量を計算・推定する時間的余裕がない場合は予防的措置として、屋内退避・避難等を行うことを検討する。
- 県及び関係市村は、大規模自然災害等が発生した場合は、屋内退避、避難等に時間を要するなど、避難の困難性が増すことが予想されるため、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。



避難指示権限について①

- 知事又は関係市村長は、独自の判断又は国の指導、助若しくは指示に基づき、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示を行う。

(災対法60条)

- ・ 住民の避難誘導の一義的な権限と責務は市町村長にある。
- ・ 被災等により市町村長が事務を行えない場合は、知事が代行。
- ・ 原子力災害時に、原子力緊急事態宣言があった時は、内閣総理大臣が市町村長に「災対法60条に基づく避難指示を行うべきことを指示」(原災法15条)



避難指示権限について②

	国	県	市村
原子力災害 (原災法)	◎	△	△
自然災害 (災対法)	×	○	◎



避難誘導に関するその他の対応

- 県は輸送路及び輸送手段の被災に備え、海上ヘリやヘリ輸送による避難がとれるよう、防災関係機関と必要な体制を整備する。
- 大規模自然災害等による家屋の倒壊や転倒による事故等の危険性が想定されるときは、避難誘導にあたり十分注意する。
- 大規模自然災害等による行方不明者や広域応援者の避難誘導に際しては、自主防災組織、消防団、警察及び防災行政機関等の協力を得ながら、避難等が確実に行われるよう対応する。



避難所運営体制の整備

- 県は、関係市村と協力し、複合災害時の避難所等の設置運営方法について、情報の提供方法を含めた住民への応急対策が的確に行われるよう体制を整備する。
- 県及び関係市村は、防災関係機関と協力し、退避・避難の長期化等による物資の確保、衛生環境の維持、愛玩動物の保護場所の確保及びこころのケア等について、対策を実施する。
- 避難所等における混乱や指示の徹底を図るため、大規模自然災害等の避難所と原子力災害の避難所は、可能な限り別々に設置する。
- 県は、避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、関係市村の区域を超えた対応を行う。



緊急時モニタリング・被ばく医療

- 県は、自動観測局が被災した場合、まず県のモニタリング車や可搬型モニタリングポスト等の設備・機器の移送補充により対応し、状況に応じてこれらを重点モニタリングエリアに展開する。
- 県は、道路の被災状況や要員の参集状況を勘案し、モニタリング計画を作成する。
- 県は、大規模自然災害等への対応による医師及び機器等の不足生じた場合又は生じるおそれがある場合は、広域的な医師や機器等の応援により、医療体制の維持に努める。
- 県は、道路や搬送手段の被災状況を勘案し、安定ヨウ素剤の搬送計画を作成する。



緊急輸送活動

- 県は、大規模自然災害等による道路の遮断や障害物による道路幅の減少等が想定されるときは、関係市村、指定地方行政機関と協力し、輸送路となりうる道路の通行の状況等について迅速に情報を収集するとともに、必要に応じて代替輸送路を確保する。
- 県及び関係市村は、大規模自然災害等によるバス等を保有する機関の被災が想定されるときは、その状況を迅速に把握するとともに、県は、災害の状況を勘案し、海上輸送やヘリ輸送等も含めた輸送手段の調整を行う。



住民等への情報伝達

- 関係市村は、大規模自然災害等による情報伝達手段の機能喪失、広報が伝わりにくくなること又は広報車の走行に支障をきたすことが想定される場合は、広報媒体や回数等を検討し、伝達の徹底を図る。
- 県及び関係市村は、住民等の不安解消や混乱の防止のための、問い合わせ窓口を増設するなど、体制を強化する。